

「箕輪町子ども条例（仮称）」制定に向けた 子ども・子育て審議会への意見聴取（第1回）

1 日時

令和5年6月26日（月曜日） 18:00～19:10

2 場所

箕輪町役場2階 大会議室

3 出席者

<委員>

赤間委員、中澤委員、久保田委員、阿部委員、井口委員、向山委員、丸田委員、小林委員、中村委員、白鳥委員、唐沢委員、小口委員、倉科委員、原委員

<町・事務局>

町長、企画振興課、福祉課、子ども未来課、教育委員会学校教育課

4 議事概要

(1) 開会

(2) 町長あいさつ

【町長】

各委員におかれては、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。本日から条例制定に向けてご意見をお願いしたい。町におけるこども施策については、ここ数年で大きなものを見ると、ハード系に投資して保育園建設を実施してきた。東みのわ保育園、沢保育園、木下保育園を新たに建設し、他の保育園は長寿化に取り組み、一段落した。また、学童クラブについては、全小学校に配置をして対応してきた。ソフト面においては、保育料や医療費などの軽減等対応してきたが、出生数は減少傾向が止まらない。少子化対策や移住・定住、母子保健、福祉等、様々な施策を実施してきたが、ここでこどもに関する条例を制定したい。町としては、こどもの権利や子育て支援に係る施策の方向性を大きく変えるつもりはない。国の少子化対策も大きく進んでいる。「みんなで育てるみのわっこ」というスローガンがあるが、条例の制定によって、改めて地域におけるこどもとの関わりの部分を明らかにし、町全体でこどもを育てるという機運の醸成に資するものとなってほしい。こどもたちを保護者だけ、学校や保育園だけでなく、地域を含む町全体で育てていく、という思いで条例を制定したい。

これから委員の皆さんからご意見をいただきながら、修正するものは修正していきながら条例を作っていく。本日はスケジュール等お示しするので、それに沿って進めていきたい。

(3) 自己紹介

(委員、事務局がそれぞれ自己紹介)

(4) 会長・副会長の互選について

(赤間委員が会長、中澤委員が副会長に選任された)

(5) 説明・協議事項

【事務局】

(資料1から資料5に基づき説明)

【委員】

こどもに対するアンケートについて、中学校3年生を対象から除いた理由は何か(資料5)。

【事務局】

中学校3年生は受験ほか、行事が多いことから配慮して除いた。高校生は任意回答のため、対象としている。

【委員】

条例制定された後、学校や保育園のあり方や変化が起こりうるか。

【事務局】

学校や保育園はそれぞれの指針がある。条例は、理念的なものを示す想定で、その後の具体的な施策は計画に位置付けていくことになることを想定している。

【町長】

こどもの権利等については、記載するとすれば一部のみ。個別の事業内容等具体的な施策は、国や県の動きで変わってくるので、条例の中には書き込まないようにしたい。条例によって何かを変えていく、というのではなく、結果として、地域におけるこどもとの関わりが変わったり、困っている子どもが減少したりするということを目指したい。

【副会長】

条例制定の背景・目的(資料3)の中で、不登校やヤングケアラー等についても触れている。2018年の内閣府の調査によると、高齢出産が進んだことにより、育児・介護のダブルケアとなっている家庭もある。そういった理由から、2人目の子どもをあきらめるとか、経済的負担が大きくなっているという問題が考えられる。箕輪町は、三世帯同居世帯で小さい子どもと高齢者を支援している家庭も多くありそうなので、そういった課題に対しての支援も含めたほうが良いのではないか。

【町長】

ご指摘の点はその通りであるが、今回の条例の内容に入れ込むべきか、疑問である。子育てに不安を持っている保護者への支援や、子育てに係る経済的な支援など、具体的な支援の内容を条例にする方法もあるが、今回の条例はそういった課題も考慮しながら、できる限りこどもの育ちを(包括的に)応援するものとしたいので、ご指摘の点は計画等の策定時に検討したい。

【事務局】

今回の条例における「子ども」の定義は、「18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者」と検討している。子どもに対するアンケートもそれに沿って、高校生年代まで取らせていただくことを想定している。

【町長】

子どもを年齢で区切るかどうかは議論の余地がある。今後の課題として考えたいのでご意見をいただきたい。

【委員】

子どもに対するアンケートの内容について（資料5別紙1）。小学高学年から高校性までのほとんどの子どもがインターネットを活用している。No. 5の「困ったときや悩んだ時に相談できる人」についての回答項目に、子育て家庭に対するアンケートNo. 2と同様に、インターネット上の相談フォーム等の項目を追加してはいかがか。同様にNo. 8の「普段、学校の先生とどれくらい話をしますか」の質問においても、先生に対して1人1台の端末から質問している子どもが多いのではないか。

【事務局】

2問とも、オンラインでの相談についても、回答項目に追加したい。

【委員】

今の子どもを取り巻く問題は、子どもの人権が守られていないからこそ、発生していると思う。子ども基本法は、まさに子どもの権利を守るものである。子どもを主体に条例にするのであれば、子どもの権利に係る内容を盛り込んでほしい。理念条例であればなおさらだ。

【事務局】

意見を伺って、検討したい。

【委員】

条例（案）の考え方について（資料3）、大人になって箕輪町で子育てしたい、子育てを支えたいと思える環境を整備するという点はよいと思う。若い住民を対象に、町が実施している子育てに係るよい取組を発信し、地元に戻ってきてもらったり、出産してもらったりということに繋がられるようなことをアピールする活動をやれるとよい。

【委員】

子どもに対するアンケートについて、子どもが回答したアンケートをその保護者が見ることはあるのか。

【事務局】

無記名にて回答を求める。

【委員】

匿名でアンケートをとるのであれば、「家庭で虐待を受けている」、「不当な取り扱いを受けて

いる」、「いじめにあっている」などの回答が出来るアンケートにしてはいかがか。

【事務局】

持ち帰り、検討したい。

【委員】

こどもに対するアンケートについて参考までに。川崎市のこどもの権利条例制定時のアンケートにおいて「一番つらかったことは何ですか」という質問をしている。家族や先生、友だちからの言葉の暴力などといった回答項目が聞きやすいのではないか。また、「その時にどう対処したのか」という質問項目もあり、それもぜひ入れてもらいたい。

【事務局】

同様に検討したい。

【委員】

このアンケート等で、こどもの声や子育て世代の意向を確認しているのは分かる。こどもに実際関わっている支援者や関係者が思っていることもあるはずだ。現場にいないと分からないという声もあるので、教諭や保育士等の関係者の声を反映する予定はないか。

【事務局】

持ち帰り、検討したい。

【委員】

こどもに対するアンケートにおいて(資料5別紙1)、No. 3「自分自身を大切にしていますか」という質問項目があるが、「自分のことが好きですか」という質問を加えて、自己肯定感について聞いてほしい。

【事務局】

条例の趣旨も踏まえて検討する。

【委員】

会議終了後に気づいたことがあれば、後日意見を述べてもよいか。

【事務局】

アンケートについては、スケジュールに間に合うような形で実施したい。

(6) その他

【事務局】

次回の開催は、令和5年8月24日を予定している。

(7) 閉会

5 委員からのアンケートへの意見の反映状況

提案1 こどもに対するアンケート No. 5について、子育て家庭に対するアンケート No. 2と同

様に、選択肢に「インターネット等のオンライン相談サービス」を入れてはいかがか。

回答1 近年、こどもが電子機器・オンライン機器に触れる機会が増えているため、選択肢に追加します。

提案2 こどもに対するアンケート No. 8について、児童・生徒は、教諭に対してタブレット端末で相談している例もあると思うので、そういったことを含めた設問にするのはいかがか。

回答2 児童・生徒の特性等に合わせ、学校では個別にご対応されていますので、オンラインや書面での相談も含めた質問項目とします。

提案3 こどもに対するアンケートについて、匿名で回答させるのであれば、虐待を受けている、不当な取り扱いを受けている、いじめにあっている等の回答ができるアンケートにしてはいかがか。

回答3 児童・生徒に対しては、学校において、いじめやヤングケアラー等について随時アンケート調査等を実施し、実態の把握に努めています。今回のアンケートはあくまで条例制定に向けたアンケートであり、児童・生徒を取り巻く具体的な環境についての調査は、必要に応じて別途実施していきます。

提案4 こどもに対するアンケートについて、川崎市が実施した調査では、調査項目として「一番つらかったことは何ですか」という質問をしている。家族からの言葉の暴力や先生、友達からの言葉の暴力など、そういった項目が聞きやすいのではないか。また、「その時にどう対処したのか」という質問項目もあり、設問に追加するのはいかがか。

回答4 回答3と同様、児童・生徒を取り巻く具体的な環境についての調査は、必要に応じて別途実施していきます。

提案5 保育士や教諭等、こどもに実際関わっている関係者の声を反映する予定はあるか。

回答5 子ども・子育て審議会の委員には、保育士や教諭、その他公私において子どもや子育て家庭の支援に携わっている方がいらっしゃるもので、ぜひ審議会への意見聴取の中でご意見を賜りたいと思います。また、今後子ども計画（仮）の策定が予定されていますので、具体的な施策を検討する段階で、必要に応じて関係者の皆様のご意見も取り入れていきます。

提案6 こどもに対するアンケートについて、No. 3「自分自身を大切にしていますか」という質問項目があるが、「自分のことが好きですか」という質問項目を加え、自己肯定感について調査するのはいかがか。

回答6 事務局としては、今回の条例は、こどもの意見を聞く機会を設けること盛り込み、こどもの主体性を大事にしていきたいと考えているため、No. 3の質問を設けました。一方で、こどもの自己肯定感については、児童・生徒の回答のしやすさを鑑み、今回のアンケートでは質問を設けないこととしています。ただし、こどもの健やかな成長のために、自己肯定感は重要な要素だと理解していますので、計画及び施策を検討する過程で、必要に応じて反映していきます。

提案7 こどもに対するアンケートについて、対象年齢が中学3年生を除いた理由はあるか。

回答7 中学3年生は、受験や多数の行事が控えていることを考慮し、アンケートの対象から除きましたが、箕輪中学校に確認したところ、3年生がアンケートに回答する時間を確保していただけ、とのことです。箕輪中学校の3年生を対象に追加します。

提案8 中学3年生もアンケートの対象とするべきだと考える。アンケートの回答に必要な日数と時間はどの程度か。中学3年生はアンケートに回答すると受験に失敗すると考えているのか。

回答8 アンケートの対象については、回答7の通りです。小・中学校のアンケート回答日については、実施する学校で調整をお願いしています。所要時間は20分程度と想定しています。本アンケートについては、高校入試とは一切関係の無いものと考えています。

提案9 アンケートの回答は、“参考”ではなく、回答に則した条例となるようにしてほしい。

回答9 「箕輪町こども条例（仮称）」は、町におけるこども・子育て支援に係る理念や、各主体の役割を示すものを目指しており、こども、子育て家庭及び審議会における関係者の意見を参考に案を作成していくこととしています。具体的なこどもに関する施策を策定等するに当たっては、今回のアンケートの実施の有無にかかわらず、こども基本法（令和4年法律第77号）第11条の規定に則り、こどもや子育て家庭その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じます。